

各指定就労継続支援A型事業所管理者 様
各指定就労継続支援B型事業所管理者 様
(政令・中核市所在事業所を除く)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

工賃(賃金)向上計画の作成、令和2年度工賃(賃金)実績の報告・公表について

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付け障発0411第4号)に基づき、就労継続支援B型事業所は、令和5年度までの各年度の目標工賃や目標達成に係る具体的な方策等を盛り込んだ工賃向上計画を作成するものとされています。千葉県では、就労継続支援A型事業所についても、主体的かつ積極的に賃金水準の向上に取り組むため、同指針に準じて賃金向上計画の作成をお願いしているところです。

また、前年度の工賃(賃金)実績については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障発第0402001号)(以下「留意事項通知」という。)に基づき、県等に対し報告することとなっているところです。

つきましては、同指針及び留意事項通知等を踏まえ、御多忙のところ恐縮ですが、下記のとおり、工賃(賃金)向上計画及び令和2年度工賃(賃金)実績について、報告いただきますようお願いいたします。

なお、同工賃(賃金)実績の公表内容は、下記6のとおり予定しています。

記

- 1 対象事業所：就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所 (R3. 4. 1 時点)
- 2 対象期間：令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)
- 3 提出物：「工賃(賃金)向上計画シート令和3年度～令和5年度」「報告票」
※A型事業所につきましては、「公表しているスコア表」「公表場所の疎明資料」も併せてご提出ください。
様式の場所：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>
- 4 提出方法：電子メール：(送付先：m.hmn6@pref.chiba.lg.jp)
- 5 提出期限：令和3年8月6日(金) 厳守
- 6 公表内容：報告票記載の内容
- 7 留意事項：多機能型事業所で就労継続支援A型とB型を行っている場合A型とB型で2つ作成してください。
就労継続支援A型事業所にて非雇用型の利用者がある場合は、雇用型と非雇用型で2つ作成してください。
疑義がある場合は、質問票によりメールで照会してください。